

罹災証明願

年 月 日

丹波篠山市長 あて

住所 (住民票記載の住所)

.....
居所 (住民票記載の住所と異なる場所に居住している場合のみ記入)

.....
氏名

.....
世帯主名 (続柄)

.....
電話番号 ()

下記のとおり被害を受けましたので証明を願います。

罹災原因			
被災住家の所在地	丹波篠山市 アパート名等		
罹災物件	<input type="checkbox"/> 持ち家 (家族所有含む。) <input type="checkbox"/> 借家 (所有者) <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> その他 ()		
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

【様式第15号 裏面】

罹災証明書について

- 1 この証明は、原則として1世帯1枚の発行となりますので、他に必要な場合は、コピーをしてお使いください。
- 2 この証明書は、再発行はいたしかねますので、原本は大切に保管してください。
- 3 この証明は、丹波篠山市長が確認できる程度の被害について証明するもので、その所有関係及び用途は、申請者の申告によるものであり、それを証明するものではありません。
- 4 「被災の程度」は、「建物」を対象とし、建物に付随する家財道具、門柱や門扉などの外構、独立した車庫、倉庫等は、この証明の対象となりません。

再調査の請求について

この証明書の交付を受けた者が、判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった建物について、やむを得ない事情が認められる場合を除いて、証明書の発行を受けた日から起算して90日以内であれば再調査を申し出ることができます。

用語説明

住宅 (住家)	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わない。
非住宅 (非住宅)	住宅以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住宅とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住宅とする。
全壊	住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住宅全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住宅の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住宅の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	住宅の損壊部分とその住宅の延床面積の50%以上70%未満のもの、または、損害割合(経済的被害)の40%以上50%未満のものとする。 ※損壊とは、住宅が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、修復しなければもとの機能を復元し得ない状況に至ったもの。(ガラスが数枚破損した程度の小さいものは除く)
中規模半壊	住宅の損壊部分とその住宅の延床面積の30%以上50%未満のもの、または、損害割合(経済的被害)の30%以上40%未満のものとする。
半壊	住宅の損壊部分とその住宅の延床面積の20%以上30%未満のもの、または、損害割合(経済的被害)の20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住宅の損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または、住宅の損害割合(経済的被害)が10%以上20%未満のものとする。
準半壊に至らない (一部損壊)	住宅の損壊部分とその住家の延床面積の10%未満のもの、または、住宅の損害割合(経済的被害)が10%未満のものとする。
床上浸水	住宅の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することのできないもの。
床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したもの